

新旧対照表

新	旧
<p>【当社の勧誘方針】</p> <p>3. その他勧誘の適正の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社では不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対し十分な社員研修を行っております。お気づきの点がありましたら、当社監査部までご連絡ください 	<p>【当社の勧誘方針】</p> <p>3. その他勧誘の適正の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社では不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対し十分な社員研修を行っております。お気づきの点がありましたら、当社監査部長までご連絡ください
<p>【無登録格付に関する説明書】</p> <p>○格付会社グループの呼称等について <u>ムーディーズ・レーティングス(以下、「ムーディーズ」という。)</u></p> <p>○グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 <u>同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。</u></p> <p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について <u>ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト</u> <u>(https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news)の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。</u></p> <p>○信用格付の前提、意義及び限界について <u>ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。</u></p>	<p>【無登録格付に関する説明書】</p> <p>○格付会社グループの呼称等について <u>ムーディーズ・インベスターズ・サービス</u></p> <p>○グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号</p> <p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について <u>ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ</u> <u>(https://www.moodys.com/pages/default-ja.aspx)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。</u></p> <p>○信用格付の前提、意義及び限界について <u>ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」という。)</u>の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。</p>
<p>【お客様との取引に関する約款】</p> <p>(報告・連絡に関する取扱い)</p> <p>第 24 条 当社からの報告書や連絡の内容その他、お取引に係る事項に不審な点があときは速やかに当社監査部に直接ご連絡ください。</p>	<p>【お客様との取引に関する約款】</p> <p>(報告・連絡に関する取扱い)</p> <p>第 24 条 当社からの報告書や連絡の内容その他、お取引に係る事項に不審な点があときは速やかに当社監査部長に直接ご連絡ください。</p>
<p>【保護預り約款】</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブの未決済建玉がある場合2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところより四半1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内にご不審の点があるときは、すみやかに当社監査部に直接ご連絡ください。</p>	<p>【保護預り約款】</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブの未決済建玉がある場合2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところより四半1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内にご不審の点があるときは、すみやかに当社監査部長に直接ご連絡ください。</p>

新旧対照表

<p>【一般債振替決済口座管理約款】 (お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条</p> <p>2 前項の残高照合ため報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社<u>監査部</u>に直接ご連絡ください。</p>	<p>【一般債振替決済口座管理約款】 (お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条</p> <p>2 前項の残高照合ため報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社<u>監査部長</u>に直接ご連絡ください。</p>
<p>【投資信託受益権振替決済口座管理約款】 (お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条</p> <p>2 前項の残高照合ため報告は、投資信託受益権に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社<u>監査部</u>に直接ご連絡ください。</p>	<p>【投資信託受益権振替決済口座管理約款】 (お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条</p> <p>2 前項の残高照合ため報告は、投資信託受益権に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社<u>監査部長</u>に直接ご連絡ください。</p>